伸栄学習会の「非常時対応マニュアル」

万一の事態に備え、非常時の対応方法を下記の通り定める。

記

1. 対象

BCP (Business Continuity Plan)の対象は、自然災害、大火災、テロ攻撃など多岐にわたる。ただ、この中で、考え得る発生頻度や損害の大きさを考え、「外部侵入者」「地震」 2 点について、損害を最小限にとどめ、事業の継続・早期復旧を可能とするための平常時に行うべき活動や緊急時における方法、手段などを取り決める。

2. 外部侵入者への対策

2001 年 6 月の大阪教育大学附属池田小学校事件は学校のみならず、学習塾関係者にも大きな衝撃を与えた。その後、学校では保護者を含め、部外者の立ち入りを規制するなどの措置が取られた。

ただ、当学習会の場合保護者や新規の問い合わせ者の立入を規制することは 不可能である。

これらを踏まえ、次の通りの対策を講じることとする。

(1) 平常時の活動

- ①外部からの立入者については、当学習会の関係者(新規問い合わせを含め)なのか、あるいは悪意を持った第三者なのかを見極めることが肝要である。また、新しい講師の場合、そもそも、保護者の顔と名前が一致していないケースも十分考えられる。
- ②従って、塾内で顔を知らない第三者に対しては、通常の「こんにちは」の挨拶に加えて、「どちらにご用でしょうか」という声かけを 徹底することにする。

(2) 緊急時の対応

- ①悪意持った者が凶器を持って侵入した場合、まずは、授業中の 生徒をできる限り、侵入者と距離を置くように誘導する。
- ②現場にいるスタッフは、机・椅子等を持って侵入者に応対する。
- ③緊急時の備え武器 (鉄棒・刃物) などは、万一の事故を起こさ

ないために当学習会では常備しない。これらは、緊急時においても使い方が難しく考えられるので、侵入者との距離を確保するために、すべて机・椅子等で対応することにする。

④事件発生中もしくは事件発生後、直ちに警察に連絡する。万一、 負傷者がいた場合は救急車の出動を要請する。

3. 地震・津波への対策

(1) 平常時の活動

- ①万一の場合、生徒の保護者との連絡ができるように、連絡先を収集 しておく。
- ②地震発生中、緊急の場合は机の下に潜るなど生徒と自身の身の安全 を守り、建物内が危険と判断した場合は、川の近くのベンチ等に避 難するように、避難経路に障害物が無い状態を保つ。
- ③火災発生の場合に備えて消火器の設置場所を確認し、避難経路に障害物が無い状態を保つ。
- ④津波警報発令の際には、ビル屋上、または最上階に避難するように 徹底しておく。
- ⑤本棚の転倒などが起こらないように、教室内の配置に留意して、必要に応じてストッパーなどを取り付けておく。

(2) 緊急時の対応

- ①大きな地震が発生したときは机の下に生徒を潜らせる。
- ②建物内が危険と判断した場合は、川沿いのベンチや近所の学校・公園に誘導する。
- ③その後、津波警報委が発令された場合は、ビルの屋上または最上階 に避難する。
- ④保護者への連絡は、原則としては災害伝言ダイヤルに適宜情報を更 新する。

以上